

スペアタイヤ及びツールボックスの点検義務化について

道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」が改正され、2018年10月1日より車両総重量8トン以上の車両において、スペアタイヤ及びツールボックスの**3ヶ月毎の定期点検**が、**使用者に義務付け**られました。

事故防止のため、確実な点検と適切な整備をお願い致します。（自動車点検基準改正 施行：2018年10月1日）

対象車両

- ・弊社クレーン製品を架装した車両
 - ・弊社キャリア製品を架装した車両
- ※現在、ご使用の車両も対象になります。



トラック搭載型クレーン



ユニックキャリア

点検項目と方法



[3] ツールボックス



[1][2] スペアタイヤ

点検項目	方法
[1] スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷	緩み、がた及び損傷がないかを工具等を使い確認、目視、手で揺するなどして点検
[2] スペアタイヤの取付状態	異常な傾きや緩みが無く、確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検
[3] ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 (輪止め入れ、スリッパケースは含まない)	緩み及び損傷がないかを工具等を使い確認、目視などにより点検

措置

点検の結果、異状が発見された場合は直ちに整備を行う。

月例記録簿及び年次記録簿に、点検結果と措置を記録する。

